

## ワーキンググループ及び個別訪問の実施

## 1.1 ワーキンググループ及び個別訪問の実施概要

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会ワーキンググループとして、府県、政令市・中核市、推薦市町を区分として意見交換を行った。

また、その他の協議会構成員に対して個別訪問を実施し、同様に意見交換を行った。

ワーキンググループと個別訪問の概要を以下に示した。

図表 1 ワーキンググループ及び個別訪問の概要

## ○ワーキンググループ

## ■府県ワーキング

第 1 回	開催日時	平成 30 年 8 月 8 日 (水) 13:00~15:10
	場 所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	議 事	(1) 平成 30 年度の調査・検討事項及びスケジュール (2) ワーキンググループ等における意見交換の実施内容 (3) 中規模災害発生時における府県・国の役割に関する意見交換 (4) 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題に関する意見交換 ①災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法 ②情報伝達訓練の実施に向けた意見交換 ③南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー (5) その他
第 2 回	開催日時	平成 30 年 11 月 8 日 (木) 13:00~15:30
	場 所	OMM ビル 206 号室
	参加構成員等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	議 事	(1) 情報伝達訓練の実施方法に関する意見交換 (2) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況 (3) 報告事項 ・災害廃棄物の処理に係る調査 実施内容及び実施依頼 (4) その他
第 3 回	開催日時	平成 31 年 2 月 12 日 (火) 13:00~15:30
	場 所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	議 事	(1) 情報伝達訓練の実施結果及び今後の課題に関する意見交換 (2) 次年度の近畿地方環境事務所の取組み内容に関する意見交換 (3) 行動計画の改定に向けた検討に関する意見交換 (4) その他

## ■政令市・中核市ワーキング

第 1 グループ	開催日時	平成 30 年 12 月 14 日 (金) 10:00~12:00
	場 所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	大阪市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、奈良市
	議 事	(1) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況 (意見交換) (2) 今年度の災害廃棄物対応の課題 (意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号など) (3) 報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4) その他

第2 グループ	開催日時	平成31年2月12日(火) 13:00~15:30
	場所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	京都市、神戸市、堺市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、和歌山市 京都大学大学院 浅利准教授
	議 事	(1) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換) (2) 今年度の災害廃棄物対応の課題(意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風第21号など) (3) 報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4) その他

■推薦市町ワーキング

開催日時	平成30年12月26日(火) 13:20~15:20
場所	近畿地方環境事務所 会議室
参加構成員等	門真市、河南町、洲本市、豊岡市、田辺市
議 事	(1) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換) (2) 今年度の災害廃棄物対応の課題(意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風第21号など) (3) 報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4) その他

○個別訪問

産業廃棄物協会	開催日時	平成30年11月7日(水) 11:00~12:00
	場所	大阪府産業資源循環協会会議室
	参加構成員等	滋賀県産業廃棄物協会 京都府産業廃棄物協会 大阪府産業資源循環協会 兵庫県産業廃棄物協会 奈良県産業廃棄物協会 和歌山県産業資源循環協会
	議 事	(1) 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理
国土交通省 近畿地方整備局	開催日時	平成31年1月31日(木) 13:30~14:30
	場所	近畿地方整備局会議室
	参加構成員等	近畿地方整備局防災課
	議 事	(1) 今年度の災害発生時の道路上のがれき除去(道路啓開) (2) 平成30年台風21号の倒木処理の課題 (3) 平成30年7月豪雨の広島県などにおける補助金(連携事業)の対応
関西広域連合	開催日時	平成31年2月5日(火) 10:00~11:00
	場所	兵庫県災害対策センター2階会議室
	参加構成員等	関西広域連合広域防災局
	議 事	(1) 応援・受援に関する事例 (2) 近畿ブロック内での災害廃棄物に関する連携体制

## 1.2 ワーキンググループの意見概要

### 1.2.1 府県ワーキング

#### (1) 府県ワーキング（第1回）

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表2 ワーキング結果（府県ワーキング（第1回））

項目		ワーキング結果
中規模災害発生時における府県・国の役割  ①大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨における国・府県の役割分担		<ul style="list-style-type: none"> <li>・府県ではBCPや災害廃棄物処理計画において、市町村との連絡調整するための様式を予め準備していたが、担当者の参集が遅れ担当者外が対応することになり、府県様式を使用できなかった。</li> <li>・市町村の被害状況等についても、予め準備していた府県様式で整理せず、環境省の報告様式に記入し、環境省に報告した。</li> <li>・府県様式の項目は参考にしたが、確認したい事項をメール本文に直接記入にして調整することで比較的スムーズに連携できた。</li> <li>・環境省から1日2回の報告を求められたが、発災当初、市町村は現場対応など多忙であることから対応できない場合があり、1日1回程度の報告にできないか。また、毎日、連絡指示があったが、発災当初に報告時間と回数を予め指示してもらえたほうが予定できてよい。</li> <li>・道路敷内の管渠（廃棄物処理施設）の被災について、補助金を所管する省（環境省と国交省）の確認に相当の労力と時間を要し、補助制度（着工時期）にも違いがあった。国の機関で事前に調整できるとよい。</li> <li>・環境省による説明会開催の支援は非常に有効であった。被災した際の対応事項を事前に会議などで繰り返し説明があるとよい。</li> <li>・休日の発災時の連絡は、被害の状況に応じて災害対策体制により、参集状況が異なるため、災害警戒本部体制の被害では担当課が参集しない場合がある。被害棟数などの情報は、防災（危機管理）関係課に連絡したほうがよい。</li> <li>・発災直後に環境省と府県が能動的に行った現地確認等（プッシュ型支援）は、結果的にはよい取り組みであった。一方で、市町村がプッシュ型支援の意義が浸透していなかったり、支援の内容が不明確であったりするため、協力を得にくい側面がある。事前にこれらについて啓発できるとよい。</li> </ul>
広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題に関する意見交換	①災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査で入手する情報は、公表を前提として市町村等の対象団体が判断して回答する。</li> <li>・調査は環境省が府県を介して市町村等に送信し、市町村等は環境省に回答する方式とする（平成29年度と同じ調査方法）。また、府県は環境省が整理した情報のみ入手するものとする。</li> </ul>
	②情報伝達訓練の実施に向けた意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練は、大規模地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合の初動期を想定し、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」に基づき実施する。</li> <li>・ブロック協議会構成員以外の訓練参加者の公募対象は各府県が判断する。府県は募集結果を環境省に事前に連絡する。</li> </ul>
	③南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーススタディーの検討結果は府県ワーキング等で意見交換する。</li> </ul>

(2) 府県ワーキング（第2回）

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表3 ワーキング結果（府県ワーキング（第2回））

○情報伝達訓練の実施方法に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①情報伝達訓練 参加市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練への参加市町村は府県が府県下の1～2市町村を選定し、実施する。</li> <li>・府県が実施可能であれば参加市町村を限る必要はなく、参加市町村数は各府県の判断による。</li> <li>・今回は初回実施であるため訓練全体の流れを把握することを目的とし、次年度以降に規模を拡大し実施する。</li> <li>・府県が参加市町村を選定することが難しければ、府県が市町村の代わりを行うことも可能である。</li> <li>・情報の混乱を防ぐためにも、情報伝達訓練への府県下市町村への参加依頼は府県から実施する。事務局からは、協議会構成員に対し事前の周知を行う。</li> <li>・府県は、11月29日（木）までに参加自治体を決定頂き、事務局へ参加市町村を連絡する。</li> </ul>
②関係民間団体の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の情報伝達訓練へ参加の関係民間団体は、大阪湾広域臨海環境整備センターのみとする。</li> <li>・今回の訓練は初回実施のためまずは府県と市町村間で訓練の全体の流れを把握することを目的とし、その他機関の参加は次回以降とする。</li> <li>・大阪湾広域臨海環境整備センターとの連絡は、様式3と実際に使用している様式のどちらを使用してもよい。</li> <li>・大阪湾広域臨海環境整備センターからの情報は、現在2府県のみへの報告であるため、他4府県へも共有が必要な情報があれば今後、大阪湾広域臨海環境整備センターより情報共有を行うよう依頼する。</li> <li>・府県は今回の情報伝達訓練を通じ大阪湾広域臨海環境整備センターからどのような情報が必要なのか、今後フィードバックしてほしい。</li> </ul>
③情報伝達訓練 実施方法（様式 の確認）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練はPUSH型で実施する。</li> <li>・様式4-1は、被災していない府県が市町村へ応援可能か尋ねる様式となっているため、被災府県が被災市町村へ支援が必要かどうかを尋ねる様式を作成する。</li> <li>・今回の資料の中で被災が無い想定府県は現在の資料4-1を使用し、被災が想定される府県は新しく作成する様式を使用する。</li> <li>・様式4を使用し、府県において市町村へ確認した情報を集約した後、近畿地方環境事務所へ返信を行う流れとする。</li> <li>・今回の訓練では、資料4に記載の各府県の被害想定をもとに、被災府県と応援府県に分け訓練を実施する。</li> <li>・府県内での府県下自治体間での応援実施可否は、府県の判断に任せる。</li> <li>・全壊棟数などの被害量と発生する災害廃棄物量の乖離している自治体があるため、被害量の数値は違和感の無いものに修正する。</li> <li>・様式7は参考資料とし、今回の訓練においては対応が不要の旨、実際は参考資料のような内容で電話調整が必要となる旨を明確に記載する。</li> </ul>

○次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況

項目	ワーキング結果
①今年度（これまで）の取組結果と振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府県においては、机上訓練、市町村向けセミナーなどを実施している。</li> <li>・処理計画の策定においても、各府県とも策定中や見直し予定となっている。</li> <li>・発災時の府県対応における課題としては、発災後の情報収集体制、仮置場の設置や仮置場での分別に関する広報、災害廃棄物処理対応の遅れな</li> </ul>

項目	ワーキング結果
	<p>どの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時の府県対応において良かった点としては、近畿地方環境事務所、所属市町村、民間団体との連携の意見があった。</li> <li>・ 災害廃棄物処理に関する所属府県の意識としては、同じ府県内においても、被害想定で被害の大きい地域と被害の小さい地域の意識の差がある。そのため、災害廃棄物処理計画などの災害廃棄物処理対策の進捗状況が地域によって差が大きい。</li> <li>・ 被災経験のない市町村では当事者意識の低さや、府県主催のセミナー等への参加意識の低さが課題となる。</li> <li>・ 被災経験のない市町村においても、被災自治体担当者の講演開催について要望があり、来年度講演の開催を検討している。</li> </ul>
②来年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府県とも市町村向けの訓練、研修会や府県災害廃棄物処理計画の見直しを実施予定としている。</li> <li>・ 自治体対象のセミナーの開催においては、他県等の被災経験のある職員へ講師依頼することは、自治体担当者の実感が湧きやすく効果的である。</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画未策定の自治体向けにセミナーを開催し、策定における問題点のヒアリングや計画策定のサポートを行っている。</li> </ul>
③来年度の取組を実施するにあたり悩んでいる点、課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の災害対応においても人員の不足が課題となった。各府県においても、廃棄物担当課の人数は少なく、平常時を含め災害廃棄物処理業務への対応が課題である。</li> <li>・ 庁内で災害廃棄物処理対策に係ったことのある人材をリストアップし、災害発生時には市町との連絡要員など支援要員として備えることは効果的である。</li> <li>・ 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率向上について、必要な項目を埋めることで作成可能なチャート式でひな形を府県が作成すれば策定率は向上するが、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定には繋がらない。</li> <li>・ 災害廃棄物の分別についても課題である。直営での実施の場合と民間事業者へ委託する場合で分別することによる費用が異なる。基本としては分別は必要であるが、対応を統一できればよい。</li> </ul>

### (3) 府県ワーキング（第3回）

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表4 ワーキング結果（府県ワーキング（第3回））

#### ○情報伝達訓練の実施結果及び今後の課題に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①情報伝達の流れ（マッチング不全の対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マッチングは、訓練であっても府県内と環境事務所の役割は分けたほうが良い。</li> <li>・ 当該府県の応援協定では、府県内の各市町村のマッチングをまず実施する流れがあり、環境事務所が府県内のマッチングまで行う流れには違和感がある。</li> <li>・ 訓練方法としては、府県内のマッチングを行ったあと、2～3時間後に環境事務所が情報を受け、府県間のマッチングを行う形が災害発生時に近い。</li> <li>・ 訓練内容をマッチングに特化すれば、府県と環境事務所のマッチングを1日で実施することは可能だろう。ただし、対象を2府県ごとに分けて訓練を3回行うなどの工夫は必要だろう。</li> </ul>
②訓練方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援要請は訓練であっても災害時と同様に全府県に流したほうが良い。</li> <li>・ 災害時には被害状況の全体像がすぐに把握できるわけではないので、環境事務所や府県が応援の可否を判断できないことも想定されるため、全府県</li> </ul>

項目	ワーキング結果
	<p>に確認してもよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール本文に「応援可能な自治体は返信してください」などと、返信の可否を選択できると災害時にも手間が省けてよい。</li> </ul>
③通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達の手順として第一にメールで情報共有するのは有効だが、訓練においても電話で確認するウエイトを大きくしたほうがよい。</li> <li>・災害時にはメールの配信だけではなく、電話も併用して確認しあうことになる。</li> </ul>
④訓練手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練の手順等が固まってくれば、手順や注意事項を示したマニュアルを作ることにより、府県や市町村で引継ぎも容易になるので助かる。</li> </ul>
⑤様式ファイルの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式ファイルは府県や環境事務所に報告する内容をエクセル形式で作成したものを基本とし、受発信できない場合はメールペタ打ちでも可の対応とする。メール送信時に市町村が開けないリスクを減らすため、エクセルは様式集として事前に府県、市町村に送信しておき、訓練や発災時には、送信を依頼するシート名（シート番号）をメール本文で指定する方法がよい。様式集には連絡先も一覧できるようにし、毎年更新したものを年度当初に共有できるとよい。</li> <li>・情報をまとめる必要がある府県や環境事務所では、収集された情報を容易に整理できるエクセル形式のほうが良い。</li> </ul>
⑥様式内容の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2のほか、設問の内容は可能な範囲でプルダウンの選択式にしたほうがよい。</li> <li>・様式2は自由記述の部分が多く、求められる記載レベルが不明との意見があった。補助金のための様式であり、被害状況など、必要な情報が記入しづらい。「調査中」などプルダウン表示できると迷わなくてよい。</li> </ul> <p>→本省と調整し様式の修正を検討したい。本省が必要な部分と、近畿地方環境事務所が必要な部分を区分すればよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4-1～4-3は情報の内容はよいが、全市町村の情報を一覧表形式で入力できるエクセル表がよい。</li> <li>・様式4-1～4-3の流れを示した図は、流れを示した番号を追記したり、似通った文言を修正したりするなどの改善が必要だ。</li> </ul>
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールの送受信ではなく、共通のサイトにアクセスして状況を書き込む掲示板方式にできれば問題は解消するのではないかと。</li> </ul> <p>→環境省のセキュリティ上の問題もあるので確認したうえで、今後の対応課題としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の協議会には行動計画（案）の参考資料に訓練の様式（案）として追記したい。</li> <li>・様式は協議会での決定前の（案）の状態でも、発災時にはこれを運用することとしたい。</li> </ul>

○次年度の近畿地方環境事務所の取組み内容に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①ブロック協議会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理担当者（初任者）向け勉強会はぜひ開催をしてもらいたい。</li> <li>・災害査定の説明を初任者向け勉強会で行えないか。災害査定事項は発災後2週間程度で開催した実績もあり、今後も継続することと思うが、現場写真はできる限り撮る、収集運搬の燃料費の根拠資料は残すなど、初歩的な事項のみ、初任者用の勉強会でできるとよい。</li> <li>・初任者向け勉強会は、政令市だけではなく全市町村を対象と考えてよい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の調査は次年度以降も行う。仮置場データを集めることが目的ではなく、自治体自らが検討しているかを確認する機会ととらえている。ほかの継続調査も同様である。</li> <li>・仮置場の候補地ではなく、近畿一円の空き地のGISデータを配布してもらえれば、府県や市町村が仮置場の候補地を検討する際に参考になる。</li> </ul>

項目	ワーキング結果
② 災害廃棄物モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来年度の処理計画策定に関する災害廃棄物モデル事業は、他自治体の参考となる大・中規模自治体を対象とした案件と、人員不足等で処理計画策定が困難な中・小規模自治体を対象とした案件を予定する。</li> <li>・ いずれも、モデル事業で処理計画そのものを作成するのではなく、最低限必要な事項を検討する。小規模自治体対象については、自治体の担当課が検討に関与することと、府県も市町村に対する支援事項を整理することで実効性のある処理計画作成の支援を想定している。</li> <li>・ 府県の役割として、市町村が対応できないことなどと決めている府県もあると思うが、検討済みの府県の役割を見直すことが目的ではなく、対象市町と議論したうえで府県が行わないといけないことを整理するイメージだ。</li> </ul>

○行動計画の改定に向けた検討に関する意見交換

項目	ワーキング結果
① 今後の検討課題例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪湾広域臨海環境整備センターのBCPは「検討等」とする。</li> </ul>
② 災害廃棄物発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年台風第21号の推計値は、近畿地方環境事務所に提出した災害報告書から、被害数と処理量の実績値をもとに推計してはどうか。</li> <li>→ 次年度の第一回協議会までにデータを整理し、行動計画（案）に追記することとする。</li> </ul>

## 1.2.2 政令市・中核市ワーキング

### (1) 政令市・中核市ワーキング（第1グループ）

ワーキング結果は次のとおりであった。

**図表5 ワーキング結果（政令市・中核市ワーキング（第1グループ））**

○次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況（意見交換）

項目	ワーキング結果
今年度（これまで）の取組結果と振り返り ①発災時の市対応に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府北部を震源とする地震では、仮置場の設置に苦慮した。地域で想定していた仮置場が面積の問題や事前に住民への告知が出来ていなかったことから使用することが出来ず、仮置場を設置することが出来なかった。そのため直営車両を全て稼働し回収を行ったが、通常のごみ回収にも影響が出た。</li> <li>・地域によってはもともと直営、委託事業者による収集を想定しており、仮置場の設置は検討しなかったケースもあった。住民による自主的な仮置場が設置されたが、地域住民による管理者が配置され、管理されていたため分別はできていた。仮置場の運営に関し市は関与していないが、平常時より自治会と市の間で、通常のごみの排出に関する違反等についてフィードバックを行うなどコミュニケーションを取っていた。</li> <li>⇒地域の状況により、個別回収、ステーション回収、仮置場への搬入など災害廃棄物の回収方法の検討が必要であるが、平常時からの住民への広報が重要となる。</li> <li>・大阪府北部を震源とする地震、平成30年台風21号への対応では、便乗ごみの排出も多くみられた。便乗ごみの搬入を防ぐため、仮置場を設置しなかった地域もあった。</li> <li>・仮置場をリストアップしていても、実際の現地条件（道路幅、入口幅など）によって使用が適さない場合もある。便乗ごみを防ぐためには、フェンスなど困りがあり管理可能な仮置場を選定する必要がある。</li> </ul>
来年度の取組を実施するにあたり悩んでいる点、課題 ①課（庁内）の体制に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の災害対応では社会福祉協議会の協力によりボランティアが派遣されたため、住民から要請があった場合ボランティアの協力を仰ぎ個別回収を行った。</li> <li>・社会福祉協議会による協力状況は、地域によって大きく異なる。</li> <li>・防災担当課との連携も課題であり、被害状況の共有など連携を深める必要がある。</li> <li>・災害廃棄物処理に係る業務が庁内で優先度が低く、廃棄物担当課の人員が災害発生時は避難所担当などに配置され、人員が不足する場合も多い。防災担当課と調整し、人員の確保を行うことが必要である。</li> </ul>

○今年度の災害廃棄物対応の課題（意見交換）

項目	ワーキング結果
①広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府北部を震源とする地震の際、地域のテレビ局からの申し出があり、ごみの回収に関する周知をしていただいたことで市民の混乱が無く、スムーズに回収を行えた。</li> <li>・高齢者の多い地域では、テレビによる広報や地域の広報誌を利用した広報は有効な手段である。</li> <li>・大規模災害であれば分別が難しくなるため、平常時から分別の基準を定め、住民へも広報しておく必要がある。</li> <li>・災害発生当初に住民へ災害廃棄物に関する問合せ先を広報しており、住民からの問合せについても問題なく対応できた。</li> </ul>
②庁内の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内で導入している「災害情報システム」を使用し、各課の情報（受付・排出・収集等の対応状況）共有を行った。</li> </ul>



項目	ワーキング結果
③災害廃棄物対応上の課題・疑問点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の被災した住宅におけるし尿収集が課題となっている。トイレが使用できない場合、住民にどのように排出してもらうか、どのように回収するかに苦慮している。</li> <li>⇒通常ごみと一緒に回収している自治体は多い。分別ができないため、そのような対応を取っている。全住民に配布可能な数の携帯用トイレを備蓄している自治体もあるが、公衆トイレや仮設トイレを使用してもらうといった手段もある。仮設トイレ等の備蓄に関しては、平常時より管理を担当している課とコミュニケーションを深めておく必要がある。</li> </ul>

注. ②庁内の情報共有、災害情報システム

…電話で受け付けた依頼者名、要件、場所（住所）などの情報を入力することで、地図上に情報を表示するシステム。全職員のパソコンから情報を閲覧でき、庁内で被害情報の情報共有を行うことが可能。窓口を一本化し情報を収集・集約してシステムに反映する。平常時にシステムを利用した訓練も実施

## (2) 政令市・中核市ワーキング（第2グループ）

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表6 ワーキング結果（政令市・中核市ワーキング（第2グループ））

○次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況（意見交換）

項目	ワーキング結果
<p>今年度（これまで）の取組結果と振り返り</p> <p>①発災時の市対応に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月豪雨の際に、収集作業員や住民の安全確保の視点から、避難指示・避難勧告の対象地域では家庭ごみを収集しない旨を周知したが、これまで台風等の災害時にも収集していたため、住民が自主的な判断でごみ出しをされ、避難勧告地域では現場で安全確認を行いながら現場判断で収集を行った。その後、避難指示地域では原則収集しない、避難勧告地域では現場で安全確認の上可能な限り収集する方針としたが、住民に対する事前周知が課題である。</li> <li>・台風21号は中小規模の被害であったので、災害時における廃棄物部局の体制を構築することなく通常業務の延長で対応したが、今後は中小規模の災害でも体制を立ち上げる必要があるだろう。</li> <li>・処理計画は策定済みだが大規模地震を想定しており、今回のような中小規模の災害でも被害は大きく、想定までできていなかった。処理計画の検証はできていない。</li> <li>・災害ごみの線引きに苦慮した。事業系ごみのうち、漂着ごみはどうか。個別対応では事業系ごみとしたが今後整理が必要だろう。</li> <li>⇒災害ごみは基本的に一般廃棄物で処理するが、隣接自治体で見解が異なる例もあり、各自自治体で線引きが必要になる。家電などは便乗ごみになる場合もある。</li> <li>・台風21号の際に便乗ごみはあった。家電は回収しない方針としたほうがよかった。</li> <li>・市民からの災害ごみの収集依頼内容をエクセルに入力、整理し、他課と情報共有することで、処理状況の把握やその後の問い合わせにうまく対応できた。</li> <li>・台風21号の飛来物の処理は自治体により対応が異なった。特別に収集する旨をホームページに掲載して収集した自治体や、罹災証明書の提示を求めた自治体、被災状況の写真の提出や場合により現地確認する旨を伝えた事例がみられた。</li> </ul>
②今年度の取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府県が開催した図上訓練は大規模災害向けの内容であったことから、今年度が発生した中小規模の災害発生時に活かす場面がなかったが、今後は実務対応に活かせると思われる。</li> </ul>

項目	ワーキング結果
	⇒訓練は、中小規模の災害時は大規模災害時の訓練も兼ねる。中小規模の災害時に災害対応の組織を立ち上げておくと大規模災害のときに運用できるようになるだろう。
来年度の実施するにあたり悩んでいる点、課題  ①課（庁内）の体制に係る事項	・災害廃棄物対策室の組織体制について、災害時の対応事項、人材確保、必要人員数など具体的な検討が難しい。

○今年度の災害廃棄物対応の課題（意見交換）

項目	ワーキング結果
①集積所・仮置場	<p>・集積所は自治会と協議して設置したが、平常時から自治会が機能している地区であったため対応はスムーズであった。集積所の管理も自治会長が担った。</p> <p>⇒仮置場は平常時にリストアップしておき、災害発生後に決定する事例が多い。他地域では災害後も残しておくことを条件として、仮置場設置時にアスファルト舗装や取付道路を整備した事例や、大学に仮置場を設置した事例、防災部局が企業と一括して防災協定を締結し、使用用途は発災後に決めることとした事例がある。</p>
②広報	<p>・自治体の独自施策でゴミ減量推進員の制度があり、地域によっては地域独自の連絡網を構築している事例がある。</p> <p>⇒町内会長に権限を持たせる事例がある。熊本市では町内会長に仮置場の分別がひどいところを3箇所リストアップしてもらい、優先的に回収することとしてうまくいった。</p> <p>⇒町のコミュニケーション能力によるところはある。自治会が機能しているところはうまくいこう。マンションは管理組合が機能するかもしれない。</p>

### 1.2.3 推薦市町ワーキング

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表7 ワーキング結果（推薦市町ワーキング）

#### ○次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況（意見交換）

項目	ワーキング結果
今年度（これまで）の取組結果と振り返り ①発災時の市対応に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後の補助金申請は要綱を確認する限りでは条件が厳しく感じる。</li> <li>⇒申請をして要件に該当すれば対象にならないことはない。</li> <li>・災害時の収集対応は自治体により異なる。直営で行う自治体と委託で行う自治体がある。委託の場合は土日の対応を依頼することが難しい。</li> <li>⇒直営から委託に移行する傾向にあると思うが、災害発生後の迅速な対応が可能である点では直営を維持しておく方針も考えられる。直営を維持できないと広域処理をせざるを得ない。</li> <li>・合併により市域が広がったが、職員は減っているのが全体的な災害が発生すると対応できるか不安だ。</li> </ul>
来年度の取組を実施するにあたり悩んでいる点、課題 ①予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の外部委託は国や府の補助金が付けば認められるが、単費では認められない。</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画の同時策定で予算が認められた。</li> <li>・市町の職員が関わらないと実効性のある計画ができない側面もある。</li> <li>⇒小規模自治体では計画づくりの外部委託は厳しいだろう。府県と協力して統一的な処理計画の策定ができるとよい。</li> </ul>

#### ○今年度の災害廃棄物対応の課題（意見交換）

項目	ワーキング結果
①集積所・仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積所は通常ごみと区別できないので、家の前に置いてもらうように変更した。便乗ごみは多かった。電話で受け付けた順に回収したため、回収場所に行ってみないとごみの量の把握ができず、効率が悪かった。</li> <li>⇒通常ごみと災害ごみを区分できた点は良い取組みだ。</li> </ul>
②広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報は主にホームページや防災無線で行った。防災無線で電話番号をアナウンスすると混乱するので、ホームページを確認するように促した。</li> </ul>
③その他、災害廃棄物対応上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者のごみ収集の判断は苦慮した。</li> <li>⇒災害廃棄物かどうかは現場判断にならざるを得ない側面はある。証拠写真の提出を義務付けて収集依頼のハードルをあげると便乗ごみが防げる場合がある。</li> </ul>

### 1.3 個別訪問の意見概要

#### (1) 産業廃棄物協会

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

**図表 8 ヒアリング結果（産業廃棄物協会）**

○近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

項目	ヒアリング結果
①各産業廃棄物協会による調査実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>各産業廃棄物協会では調査の実施内容や、調査実施事業者の前提条件が異なる。</li> <li>災害時に協力可能との回答があった事業者のみ調査を行っている協会や、災害時の協力可否のアンケートには回答率が低い協会など状況は各産業廃棄物協会によって異なっている。</li> </ul>
②他協会への加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業協会においても、災害時の協力可否等に関するアンケートを実施しており、現在産業廃棄物協会でも実施のアンケートと内容の重複がある。</li> <li>災害発生時は、まずは建設業協会による道路啓開が第一となるため、協会へ加盟の事業者もまずはそちらへ出動することになる。</li> <li>産業廃棄物協会への協力の可否はその時にならなければわからない、というところはあるが、大阪府北部を震源とする地震の際には産業廃棄物処理事業者が機能していた。まずは産業廃棄物協会へ加盟の事業者をどう整理し把握していくかを検討する必要がある。</li> </ul>
③災害発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時は、産業廃棄物協会としては所属府県との協定によりまずは府県からの要請を待つ場合が多い。</li> <li>地元市町村と直接の協定を締結している場合もあり、市町村からの要請により府県を介さず直接支援を行う場合もある。</li> <li>大規模災害の発生時は、早い段階である程度こちらから被害を受けた自治体へ支援の必要有無を確認することが望ましい（PUSH型支援）。そのため、支援側も支援可能な事業者のリストを把握しておき、手を差し伸べる必要がある。</li> <li>各府県産業廃棄物協会と府県間の協定はあるが、各府県産業廃棄物協会相互の協定は結ばれていない</li> </ul>
④今後の整理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは、支援体制作りを目的とした支援可能事業者のリストの作成が必要と考える。</li> <li>そのため今年度は各産業廃棄物協会が把握している事業者をリストの整理を行う。</li> <li>次年度以降の検討として、各産業廃棄物協会でも実施しているアンケートの内容を統合し、同じアンケート内容での実施が考えられる。同じアンケート内容での実施により、近畿ブロックの産業廃棄物処理事業者全体で同じ情報を把握することを目的とする。</li> <li>2～3年ごとに調査を実施、データの更新を行い、将来的には調査内容が容易に回覧可能な形で整理できることが望ましい。</li> <li>今後の対応として、民間の大手産業廃棄物処理事業者や、大阪湾広域臨海環境整備センターを含めた体制の検討を行うことができればよい。</li> </ul>

(2) 国土交通省近畿地方整備局

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

図表 9 ヒアリング結果（国土交通省近畿地方整備局）

項目	ヒアリング結果
<p>今年度の災害発生時の道路上のがれき除去（道路啓開）の対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、近畿圏で被害がみられた大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号などでは、道路上のがれき除去を行うほどの被害はなかった。台風第 21 号では電柱が倒壊し道路を塞ぐ被害があったが電柱の管轄である電力会社が対応した。</li> <li>・各災害において TEC-FORCE の活動を行った。</li> <li>・災害時の国道の道路啓開は道路上の障害物を道路上で片側に寄せ、一車線でも通過できる状態にするものであり、道路上の障害物（廃棄物）の処分は基本的に自治体が行う。</li> <li>・国土交通省による道路啓開の実施は、災害の規模（被害量）と緊急性により判断する必要がある。中小規模の災害と、南海トラフ巨大地震級の大規模災害とは区分して検討する必要がある。</li> </ul>
<p>② 災害時の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から管内の市町村の首長に TEC-FORCE の活動について説明していることから理解を得ている。活動は基本的に市町村からの要請後に行うが、プッシュ型で対応する場合もある。TEC-FORCE には道路、河川、砂防、営繕の各専門分野の職員が対応する。</li> <li>・近畿地方整備局では管内の全市町村とリエゾン協定を締結している。今後、ホットラインを構築することも考えられる。</li> <li>・被災現場で使用する重機は協定締結協会の組合員が用意するが、協定が自治体間で重複される場合もあり、災害時に使用可能な重機数を平常時から正確に把握することが難しい。重機の稼働台数は日単位で異なるため精緻に把握するよりは、協定締結協会の組合員の総保有台数を把握する程度でよいと想定している。</li> <li>・国土交通省では地方整備局が建設コンサルタンツ協会などの業界団体と協定を締結しており、災害対応の事業者が不足する被災自治体への対応について支援している。</li> </ul>
<p>倒木処理の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年台風第 21 号の際に「倒木の除去に係る災害復旧事業の取り扱いについて（通知）」が発出された。道路、河川の倒木被害が甚大であったためであり、当該災害で初めて通知がなされたものである。</li> <li>・平成 30 年 12 月に通知があったばかりであり、要件に合致する対応案件の確定や、処理結果を踏まえた課題は今後の検討である。</li> </ul>
<p>平成 30 年 7 月豪雨における堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業の連携の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 7 月豪雨では、「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（通知）」が発出され、国土交通省所管の堆積土砂排除事業と、環境省所管の災害等廃棄物処理事業が連携する場合のワンストップ化や申請書類の簡素化について取組みが新たになされた。</li> <li>・近畿地方整備局管内では当該対応の事例がなかったが、当該対応を行った中国地方整備局管内においても対応結果を踏まえた課題は今後の検討である。</li> <li>・今後、近畿地方整備局管内における災害発生時に同様の対応がとられる場合は、近畿地方整備局と近畿地方環境事務所が連携し、情報共有しつつ進める必要がある。</li> </ul>

参考) 倒木の除去に係る災害復旧事業の取り扱いについて (通知)

国水防第 396 号  
平成 30 年 12 月 18 日

指定都市 土木主管部局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局防災課長

倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて (通知)

標記、倒木の除去に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業については、平成三十年台風二十一号による倒木被害が甚大であったことに鑑み、平成三十年発生災害以降当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。なお、並木、道路の防雪又は防砂のための施設としての立木の倒木の除去についても、下記のとおり取り扱うものとする (樹木の復旧は災害復旧事業の対象外。)

記

- 1 国庫負担の対象は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第三・1・(三) によるものとする。ただし、土砂等と混在して堆積している場合はこの限りではない。
- 2 河川において、次に該当するものは、採択することができる。
  - ・倒木が河道断面の三割程度以上堆積した場合の倒木除去
- 3 道路において、次に該当するものは、採択することができる。
  - ・倒木により、幅員のうち車両の交通可能な部分が、幅員五メートル以上の一般国道または主要地方道にあっては当該道路の幅員の六割未満、その他の道路にあっては三メートル未満の場合の倒木除去
- 4 被災箇所は、百メートル以内の間隔で倒木が連続しているものを一箇所とする。
- 5 除去する倒木量は、河川、道路のいずれも倒木の全量を対象として計上するものとする。

参考) 堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項(通知)

事 務 連 絡  
平成30年 9月11日

都道府県・政令市  
都市局所管、水管理・国土保全局所管  
災害復旧事業担当部長 殿  
各都道府県災害廃棄物処理担当部(局)長 殿

国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長  
国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項(通知)

堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(昭和37年8月14日付け建設省都発第194号)第2定義9に規定)及び災害等廃棄物処理事業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定)が連携する場合の申請のワンストップ化や申請書類の簡素化等について、別紙のとおり取り扱うこととしたのでご留意願いたい。また、公共土木施設災害復旧事業を併せて実施する場合についても別紙のとおり取り扱うこととしたので、ご留意願いたい。

なお、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対しては、貴職より周知方お願いする。

<問い合わせ窓口>

国土交通省都市局 都市安全課 指導係  
電話 03-5253-8402  
(内線 80-32353)

国土交通省水管理・国土保全局 防災課 改良技術係  
電話 03-5253-8458  
(内線 80-35775)

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 施設第二係  
電話 03-5521-8337

「堆積土砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化について

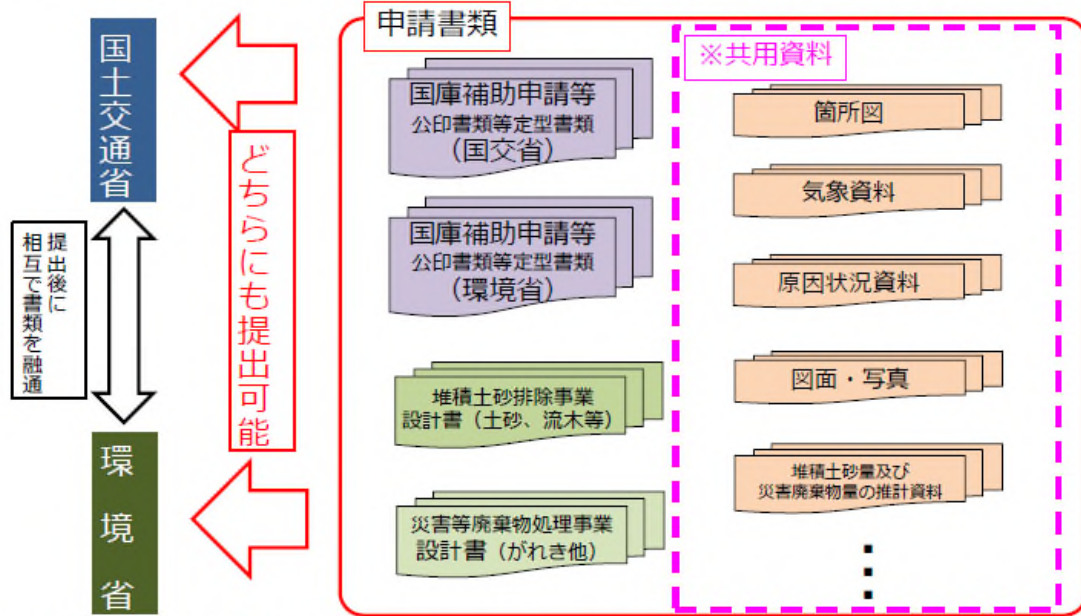
1. 申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

・申請は、国土交通省、環境省の両省どちらかに提出しても可。

2. 申請書類の簡素化

・申請書類は、両事業を一体的な作成を可能とする。（気象資料や図面・写真等は共用可能）

※なお、国庫補助申請の公印が必要な書類などの定型書類は、両省の様式を作成

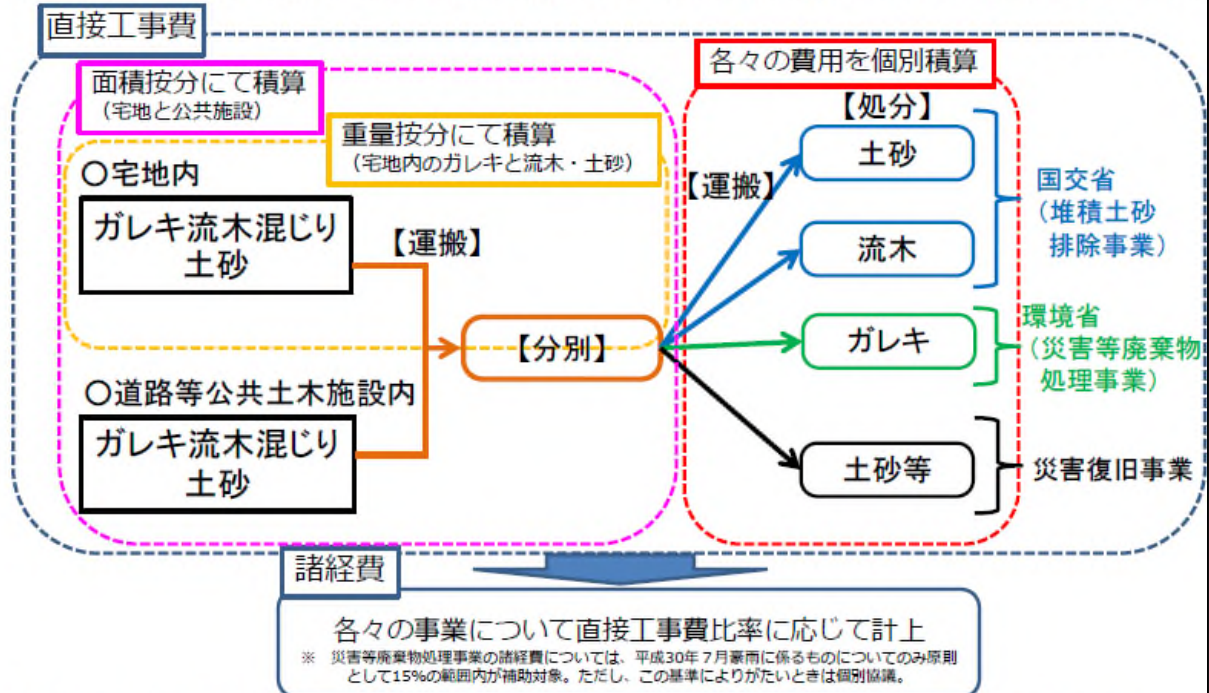


※公共土木施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

「堆積土砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化について

3. 事業費積算内訳の作成

積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可  
 ※災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可



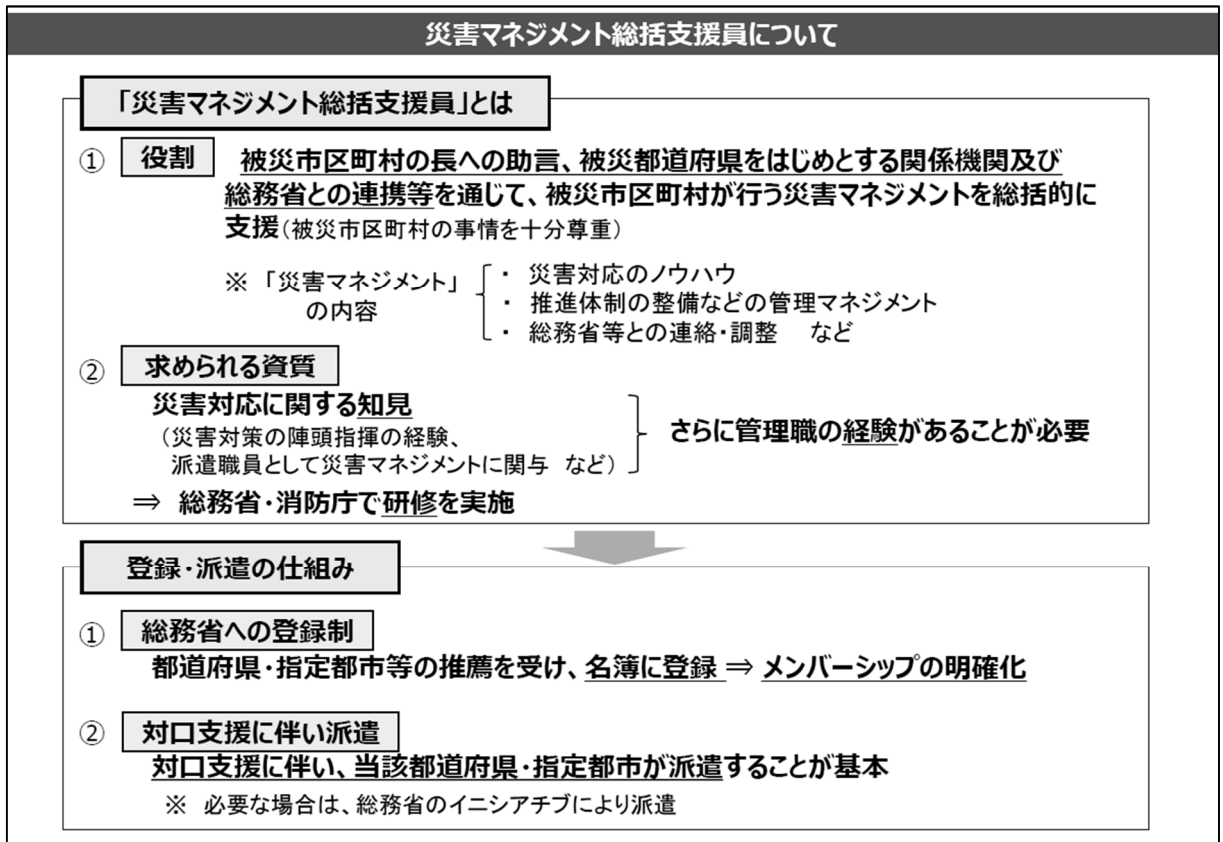
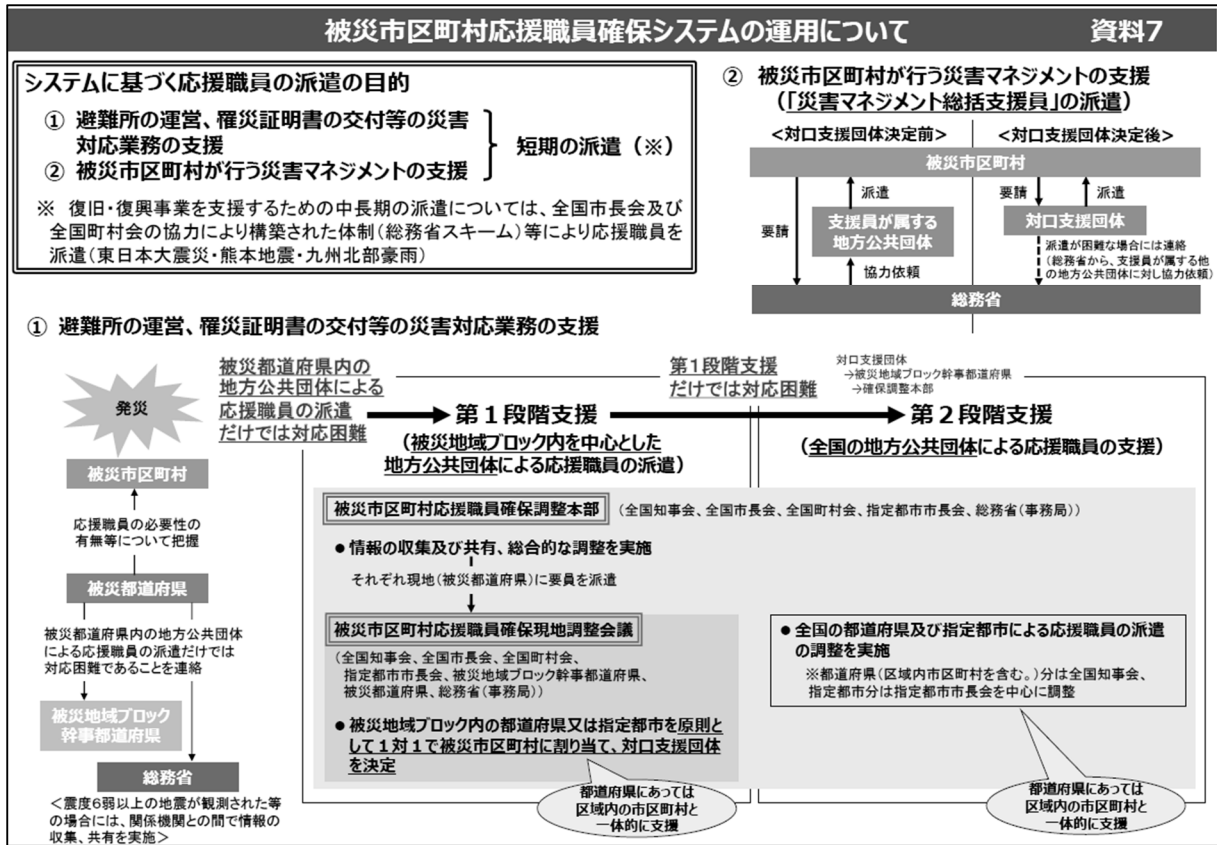
(3) 関西広域連合

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

図表 10 ヒアリング結果（関西広域連合）

項目	ヒアリング結果
<p>○今年度の災害発生時の応援・受援に関する事例</p> <p>①平成30年の取組み事例と今後の取組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西広域連合では災害時に府県の対応が困難で要請があった場合に支援を行うこととしている。</li> <li>・ 今年度、近畿圏で被害がみられた大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号などでは、関西広域連合に対して災害廃棄物処理に関する支援要請はなかった。</li> <li>・ 平成30年7月豪雨においては、中四国地方の被災県から中国地方知事会及び四国知事会との相互応援協定に基づき支援要請があり、カウンターパート方式で岡山県、広島県、愛媛県の被災3県に対して応援を実施した。災害廃棄物処理に係る支援活動はなかったが、家屋被害認定調査支援、避難所運営支援などは実施した。</li> <li>・ 災害廃棄物処理に関しては、関西広域連合の構成団体が、個別に被災県市に対して応援の準備がある旨を伝えた。</li> <li>・ 平成30年7月豪雨では、総務省の被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月）の取組みがされていた。また、自治体によっては中核市長会などの支援など、複数の支援がされており、情報共有や相互調整は今後の課題とみられる。</li> <li>・ 総務省は災害対応の経験を持つ幹部職員を「災害マネジメント総括支援員」として登録している。</li> <li>・ 熊本地震の際には、避難所運営支援、災害廃棄物処理支援などのチームを組成して支援を約2箇月間に渡って行った。</li> </ul> <p>⇒ 平時から予め情報共有体制を構築するとともに、被災市町など現場で先遣隊の職員が連絡を取り合い調整する方法も有効と考えられる。</p>
<p>○近畿ブロック内の災害廃棄物に関する連携体制</p> <p>①平成30年の取組み事例と今後の連携の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨の際には、災害廃棄物処理の支援要請はなかったため、情報伝達の課題はなかった。</li> <li>・ 関西広域連合では、災害発生時には広域防災局が対応状況を整理してホームページ上で公開している。問合せがあれば情報共有はできる。関西広域連合の構成団体管内で災害が発生した場合には、これまで以上に連携が必要と考えている。平常時に近畿地方環境事務所と施設情報等を共有、災害時に先遣隊の職員が相互に連絡して情報を調整などの取り組みができるとよい。</li> </ul>

参考) 被災市区町村応援職員確保システムの概要



出典: 「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省ホームページ、被災地方公共団体に対する人的支援の取組)